

原著

## 治病信仰と灸

### —松本市灸地蔵と今治市凧見観音の調査報告—

舟木宏直

京都仏眼鍼灸理療専門学校

#### I. はじめに

2016年4月9日、「目撃!日本列島」の「家族のために 自分のために〜大阪・粟の神様に託す思い〜」がNHKで放送された。番組の内容は、大阪の道修町にある少彦名神社に参拝する方々のドキュメンタリーであった。当神社には、日本医薬の祖神である少彦名と中国医薬の祖神である神農が祀られている為、平素から病氣平癒、健康成就に訪れる人が後を絶えず、近年参拝者は増加傾向にある。

医療を表す漢字に「医」があるが、「医」は「うつぼ」、「ゆぎ」といった矢をいれる匚の意味であり、矢を聖所に秘匿して祈ることを示し、呪術により邪を祓う意味を持っている。また、「医」の旧字は「醫」であり、「毆」は呪器としての矢を毆つ漢字で、それによって邪を払い、病氣を治療しようとする意味である<sup>1)</sup>。この「醫」は、呪術的な治療に加え「酒」を医療に用いられるようになった為、「毆」と「酉」によって出来た漢字である。更に「醫」以前の字は「醫」であり、「巫」は巫女や巫覡に代表されるように、両手に呪具を持ち、呪祝をなすものという意味である<sup>2)</sup>。その為、「醫」は現在で意味するところの宗教者による医療行為を表している。このように、かつて医療と呪術は切り離せない関係であった。701年に制定された大宝律令には、医療に関する法律「医疾令」の記載があった。大宝律令の内容を直接伺い知ることが出来ないが、757年に制定された養老律令を参考にみると「医疾令」全二十六条によって医療職、医療教育が規定されていた。これらによると当時の医療資格は、医博士、針博士、按摩博士、薬園師および呪禁博士が規定されており、病氣の治療において呪禁が重要な役割を担っていたことが伺える。その後、

陰陽師の出現により、呪禁師は平安時代以降衰退し消滅することとなるが、呪術が医療にとって重要な役割であったことに疑う余地はない。

現在のように、病氣の原因となるウイルスや細菌などが特定される以前は、例えば『春日権現験記絵巻』の嘔吐している男性を、疫鬼が屋根の上から覗いているという絵に代表されるように、疫鬼、邪鬼、狐、虫などが病氣の原因と考えられていた。そして、人々の治療行為は、体内に侵入したこれらの病魔を体外に排出させることや、あるいは、体内に侵入させないことが目的であり、その方法として様々な呪符や呪文、呪具が利用されていた。

現在の鍼灸治療は科学的根拠や東洋医学の古典に基づいて施術が行われている。しかし、その一方で狐憑きに対しては火鍼が、虫切りには灸が使われていたとの記載もあることから、かつては呪的に利用されていたことも考えられる。特に灸は、その意味合いが強かったものと考えられる。現在、日蓮宗の寺院を中心に行われている土用の丑の日焙烙灸祈祷会などからも伺い知ることが出来る。更に、艾の原料である蓬もまた、その臭気から邪を祓う力があると考えられており、昭和の中頃までは農村部では5月5日の端午の節供日に蓬と菖蒲をとり、軒先や馬屋に吊り下げる風習がみられていた。この蓬は、冬になるまで吊り下げておき、乾燥させ、冬の間艾へと生成するのであった。灸の原料となる蓬は、日本中に広く分布しており、容易に入手可能なことから庶民の医療道具として広く用いられてきたと考えられる。

明治維新以降、西洋の文化が輸入され、ドイツ医学が盛んに行われるようになるが、その医療費は高く、昭和36年の国民皆保険

体制が制定されるまでは、庶民がその恩恵を受けることは困難であった。このように、我が国ではつい半世紀前までは、庶民の間で灸の医療的、呪術的利用が行われていたのである。

しかしながら、庶民の間で灸が文化として根付いていたにもかかわらず、これらの庶民文化としての灸の研究は殆ど行われていない。鍼灸学分野においては、『名家灸選』、『続名家灸選』や森秀太郎が「信仰とはり灸」<sup>3)</sup>、高橋米寿が「日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)」<sup>4)12)</sup>を報告している程度に留まる。また、鍼灸学分野以外では、宗教学分野においては宮家準『修験道儀礼の研究』の中で修験道行者の灸の利用に一部触れている他、民俗学分野の根岸謙之助『医療民俗学』、石塚尊俊『日本の憑きもの』および明玄書房から出版されている『日本の民間療法(全6巻)』や各地の調査報告に記録されている程度である。また、その多くは事象・伝承の収集を目的としているものであり、個々の内容に関しての研究は殆ど認められない。

我が国の庶民文化における灸の利用方法や思想を検討することは、今日まで灸が辿ってきた歴史を理解する上で重要なことであると考えられる。その為、本稿では、民間に伝承されている2つの事象を通じ、庶民生活における灸の利用の実態を明らかにしようとしたものである。

## II. 方法

信州児童文学会誌『とうげの旗』第122号に「灸地藏」が掲載されている。『とうげの旗』の「みんな 灸地藏」は川上氏の創作民話であるが、「灸地藏」は元々この地域に伝わる伝説を元に作られたものである<sup>13)</sup>。また、『今治地方の伝説集』には、「お灸をすえる凧見観音さん」と題する地元の伝承記録がある<sup>14)</sup>。本研究では、この2つの灸と石仏の伝承について、2015年から2016年の間に文献調査とフィールドワークを行った。

## III. 長野県松本市梓川倭の灸地藏

### 1. 灸地藏

長野県松本市の西部、清流梓川の左岸に位置する松本市梓川地区に、かつて旧梓川村の経済を担った中心的な地区であった梓川倭地区がある。本地区に、「灸地藏」と呼ばれる地藏菩薩が存在する。

『とうげの旗』に掲載されている灸地藏の創作民話は、腰痛に悩む甚八が灸地藏の背部にある穴に艾を詰めて灸をし、腰痛平癒を祈願し、自宅に帰って自身に灸をすえると症状が軽快したといった話である。この話の元になった灸地藏は、高さ約140cmの地藏菩薩の石仏である。灸地藏は地域の方が寄贈した御堂内に、右に庚申塔(享保十八年造立)と左に弥勒菩薩像(明和七年造立)と共に祀りされている。灸地藏の外観は、赤い帽子と前掛けをしていた(図1)。



図1. 灸地藏(中央)

灸地藏の背面には直径約2~3cm、深さ3cmの窪みが5ヶ所確認された。しかしながら、この穴には煤の沈着等灸のすえた痕跡は確認できなかった(図2)。

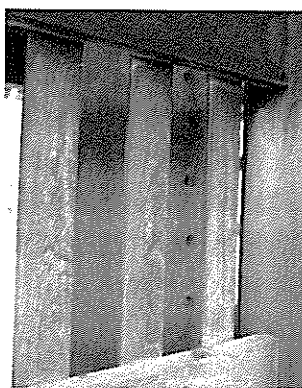


図2. 灸地藏の背面

灸地藏という名称は、この地区で一般的

に用いられており、『梓川村史』にその記載がみられた。灸地蔵の成立年代について、『梓川村史』では「不明」となっているが<sup>15</sup>、「正徳三癸巳天六月廿四日」、「願主 明 誉光運」と刻まれていた。

## 2. 灸地蔵の伝承

本地区の91歳の古老に灸地蔵の伝承についてお伺いしたところ、90年以上前には現在の場所とほぼ同じ(道路の拡張工事によりやや動いた)場所に位置していた。そして、灸地蔵の背面の穴には、元々銀の象嵌が埋め込まれていたが、乞食が持ち去ったため、現在では穴が開いていると伝え聞いているとのことであった。また、灸地蔵の背面の穴に、灸をすえている人を見たことはないとのことである。この話と同様の内容が『総合日本民俗語彙』に「キュウジゾウ」の項目があったので以下に紹介する<sup>16</sup>

長野県南安曇野郡倭村の松本へ通ずる道の傍らにある。地蔵の脊柱の上に縦に十箇の穴が刻んである。ここに灸をし、自分のやむ箇所にも灸をすえると癒えるという。昔はその穴に銀の象嵌があつたが、乞食が持ち去ったといい今はない。

本調査で確認された灸地蔵の背面の穴の数は、総合日本民俗語彙の記録と異なり、5ヶ所であった。おそらく、民俗調査の際の伝承記録を元に、「キュウジゾウ」の項目が書かれており、実際に現地の石仏調査を行っていなかったのではないかと考えられる。そして、本来5ヶ所である穴の数が、10か所になり伝承されていることは、背部愈穴をイメージしたのではないかと考えられた。

## 3. 灸地蔵の伝承の成立背景

灸地蔵の背面の穴には、煤の沈着が確認できず、直接灸をすえた痕跡や伝承は確認されなかった。この灸地蔵という地蔵菩薩がどのような経緯で灸地蔵と呼ばれるよう至ったのかについて検討を行った。

先に述べたように、灸地蔵の背面の穴の数が伝承記録では10か所となっており、背部愈穴をイメージしたものと考えられる。

昭和5年の国勢調査報告をみると、梓川

村の労働者の81.3%が農業に従事していた。かつて農業従事者に特有の疾患は「農夫症」と呼ばれ、農夫症には疲労と不衛生からくる障害と、ビタミンB欠乏による神経障害の重なったものと規定され「夜間頻尿」、「息切れ」、「手足のしびれ」、「肩こり」および「腰痛」が含まれていた。その中でも、腰痛や手足のしびれは非農家よりも農家の人々に多くみられることが報告されている<sup>17</sup>。農業従事者の腰痛について研究した高橋は、富山県の農業従事者を解析したところ、農業従事者の約22.0%が腰痛を自覚しており、そのうち65.5%が筋・筋膜性腰痛であった。また、腰痛自覚者の53%が西洋医学の治療を、34%が灸の治療を、32.5%が貼薬による治療を受けたことがあると報告されている<sup>18</sup>。これら高橋氏の報告は、富山県での調査であり、また昭和32年に報告されたものであるから、一概に長野県松本市の状況に置き換えることは出来ないが、少なくとも農業従事者に腰痛患者が多かったのは事実であり、鍼灸治療が庶民において重要な位置づけであったことが推測される。

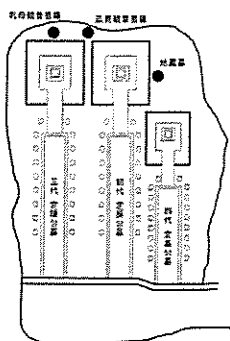
また、地蔵菩薩は、地獄に落ちて苦しむ死者を、地獄の入口で救済すると信じられている。この性格は死者だけでなく「村」という地理的な配置にも当てはめられ、村境に地蔵を配置することで村への疫鬼の侵入を防ぐ、境の神の信仰と結びついている。その為、庶民にとってなじみが深く、また病気に対する予防を担う存在となり、とげぬき地蔵や延命地蔵のように疾病予防や治療の祈願対象となった。腰痛の治療で灸をすえていた人々が、地蔵の背面の有痕灸の痕のような窪みを見れば、灸地蔵と呼ぶことは、必然的であろうと考えられた。

## IV. 愛媛県今治市の凧見観音菩薩

### 1. 凧見観音菩薩

愛媛県今治市古国分にある古国分山(標高105m)には、かつて唐子山城があった。現在、城址のある古国分山の中腹には、今治藩主の墓が三基あり、初代藩主松平定房公、3代藩主定陳公、4代藩主定基公が眠

っている。初代藩主定房と三代藩主定陳の墓地の間の路地を奥に進むと、正面に凧見観音像がみえる(図3、図4)。



有地実況図(1) 本館分守山(古国分)と初代藩主定房墓、三代藩主定陳墓

図3. 今治藩主の墓(全体図)



図4. 初代藩主と三代藩主の墓

凧見観音菩薩は、高さ92cmの一面四臂の聖観音立像の石仏であり、かつての信仰者の方が縫った赤い帽子を被り、前掛けを掛けていた。本観音像の背面には、足底から上方77cmの部位に、幅7.5cm、高さ6cm、上部の奥行き6cm、下部の奥行き5cmの窪みが確認された(図5)。また、窪みの周囲には、煤の沈着が確認された(図6)。

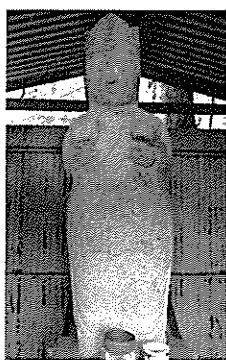


図5. 凧見観音菩薩



図6. 背面の窪み

本観音像は、近隣住民の間では、「なぎみかんのん」「なだみかんのん」「ゆうなぎかんのん」と呼ばれていた。現在、本観音像がある今治藩主の墓は、今治市役所公園緑

地課が管理しているが、本観音像の世話は古国分の自治会の方々が行っていた。しかし、自治会の中でも、背面の窪みの存在や、信仰方法の伝承について知る者はいなかった。

## 2. 愛媛県今治市古国分、桜井における凧見観音信仰の伝承

近隣の調査により、信仰者である3名の女性から詳細な話を聞くことが出来た。1人目は現在でも月に1~2度参拝に訪れており、祖母の代から3代に渡って信仰していた旧桜井村出身の75歳の女性である。2人目は、1人目の信仰者の母親に付いて一緒に参拝していたが、脳梗塞を患い現在は参拝をやめていた旧桜井村出身の81歳の女性である。3人目も自身の母親に付いて子供の頃から参拝に訪れており、現在でも毎日参拝している旧古国分村出身の83歳の女性である。

3名の方の話によると、現在の参拝の方法は、凧見観音の前で般若心経を唱えて病氣平癒や家内安全を祈願しているとのことであり、灸をすえての参拝は行っていないとのことであった。しかし、かつては背面の窪みに母指頭大の艾炷を置き、灸をすえ般若心経を唱え、頭部、咽頭部および肩の病などの病氣平癒の祈願が一般的であり、現在の方法は簡略化されたものであった。また、凧見観音の噂を聞付けた他地区の方々は、自身の悪い処と同一部位に灸をすえて参拝する、「なで地藏」と類似する参拝方法をとられていたとのことであった。

## 3. 凧見観音菩薩の信仰者

本観音像の脇に昭和三年三月に奉納された石の手洗があり、6名の方の名前が刻まれていた。また、昭和56年10月に御堂の建築が行われ、その際の寄付者の名前が、乳母観音の御堂の中に記録されていた。そこには51名の方の名前が記載されており、寄付者の殆どが女性であった。近隣住民へ聞き込みを行った結果、寄付者に名前があった5名の方からお話を聞くことができた。まず、寄付者の51名の多くは旧古国分

村、旧桜井村の出身者とのことであつたが、既に多くの方が遠方に転居しているか、あるいは亡くなられていた。また、寄付者の中には、家族が信仰者であつたが、自身は信仰していない方もおられ、実際の信仰者の特定は困難であつた。その中でも熱心な信仰者は、毎日参拝に訪れ、その多くは仕事に行く前の早朝に参拝していたとのことであつた。また、昭和後期には、本観音のご利益の噂を聞いた今治市街やその他の地域の方々が灸をすえ参拝していた時期もあり、かつては多くの方が参拝していたことが確認された。

しかしながら、2015年現在、本観音像の存在は認知している住民の方々もおられるが、信仰者は、先述した親子三代に渡り信仰していた女性と古国分出身の女性の2名のみであつた。また、かつては母親が本観音像に灸をすえて祈願していたとのことであつたが、両名については灸をすえる参拝は行っていないとのことであつた。

#### 4. 凧見観音菩薩の祈願方法

現在、2名の信仰者の参拝方法は、般若心経を唱え病氣平癒を祈願するものとなっており、灸をすえることはしていない。かつて、本観音像を信仰し、自身も灸をすえていた野村氏の話では、観音像の背面にある窪みに、母指頭大、円錐形に形成した艾で灸をすえ、般若心経を唱えて病氣平癒を祈願していたとのことであつた。

一方、古国分、桜井の信仰者以外に、噂を聞きつけ遠方から来られた方々の中には、参拝者の愁訴と同じ部位(即ち、肩が悪ければ観音像の肩)に灸をすえていたことがあつたようである。しかし、観音様が可愛そうという信仰者からの注意により、その方法は姿を消すこととなつた。

#### 5. 凧見観音菩薩の成立年代

愛媛県地誌や古国分の由来を記した著書や、古国分寺山今治藩主久松氏墓所参考資料の中には、凧見観音菩薩に関する記載は認められなかった<sup>(19,20)</sup>。さらに、本観音像には、造立年月の銘文はなく、現在までそ

の成立年代を直接示す資料は認められていない。かつての信仰者である野村、渡辺両氏の話によると、凧見観音菩薩は、先述した藩主の墓ができた頃に造立されたと伝承されているとのことであつた。本観音像(図7右)と隣接する乳母観音(図7中)の石仏に類似点が多いことから、同一年代のもと考えられた。しかしながら、乳母観音にも造立年月の記載は認められなかった。その為、これら以外に類似の石仏がないか古国分、桜井地区及び国分地区の調査を行ったところ、桜井浜部落の墓地に極めて造りの類似した地藏石仏墓が確認された。その石仏墓の年代は墓銘により享保廿一年とあり、江戸時代中期のものであることが確認された(図7左)。

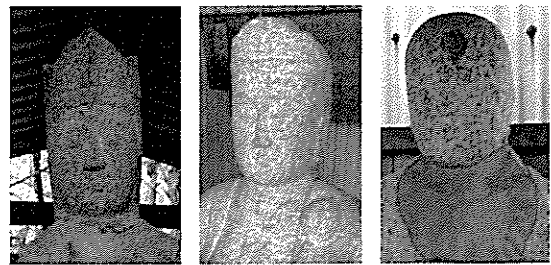


図7. 古国分周辺の石仏  
左: 凧見観音菩薩(年不明)  
中: 乳母観音菩薩(年不明)  
右: 桜井浜の地藏墓(享保21年)

今治藩初代藩主久松定房は、延宝4(1676)年6月に73歳で亡くなり、古国分山に葬られた。三代定陳は、元禄15(1702)年に、四代定基は宝暦9(1759)年に墓が作られている。本観音菩薩は江戸前期～中期のものであつた可能性が示唆された。

#### 6. 西洋医学普及以前の愛媛県今治市の医療

かつて、旧桜井村の主な産業は、農業が41.7%と最も多いという結果であつた<sup>(21)</sup>。本観音像の灸をすえる位置は両肩背部の中央であり、松本市の灸地藏と同様の腰痛によるものとは考え難く関連性は見いだせなかつた。次に、本地域で流行した疾患を調べてみると、呼吸器疾患による死亡が28.0%(大正6年)と最も多かつた<sup>(22)</sup>。

本地域に限らず第二次世界大戦以前の我が国では、結核や肺炎による死亡者数が多

く(図8)、呼吸器疾患を患うことは、即ち「死」を意味し、人々の不安や恐怖の対象であったと考えられる。

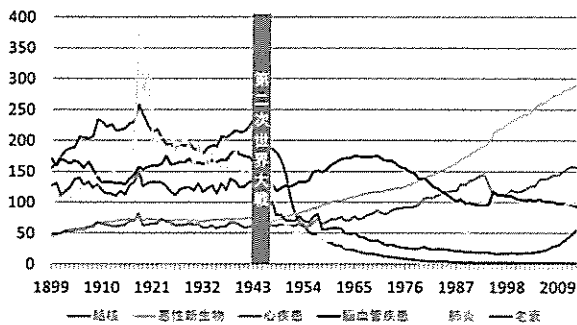


図8. 主要死因別粗死亡率の年次推移(人口10万対)

『名家灸選』や『続名家灸選』は庶民の間で行われていた灸治の方法を記録したものであるが、その中の肩甲間部に灸をすえる方法を抜粋すると、第一篇・上部病、喘息、咳嗽、第二篇・上部病、咳嗽喘哮、第二篇・緩治病、中風、第三篇・上部病、眼目、上気頭痛、咳嗽、第三篇・急需病、中寒(めまい)、瘧疾が確認され、呼吸器疾患を対象としたものに用いられていたことが確認された<sup>(23)</sup>。

上記に示す、当時の人々の呼吸器疾患に対する畏怖の概念と、灸の呪術的作用及び宗教的観念が互いに関連することで風見観音信仰は成立したものと考えられた。

## V. 結語

大正元年の1日1人あたりの国民所得は22.1銭であり、開業医にかかる場合の医療費は30銭～1円20銭であった<sup>(24)</sup>。また、農村部の医療となると、昭和32年の会社員の平均月収が9000円程度である中、農村部である群馬県六合村の医療費は、救急を要する重病人の場合、町の病院への搬送費用が1500円から2000円、治療代金は500円と高額であった<sup>(25)</sup>。このことから考えると、所謂現代科学的医療の治療を受けようとすると、大正元年で1日半～6日間、昭和32年でも1日半の稼ぎが必要になり経済的負担が相当なものであったことが窺える。その為、当時の人々は、安価な民間療法や呪術的医療に頼りながら生活をしてきたと考えられる。また、1920年～1930年頃には、

開業医(漢方医を含む)の高齢化や若い医師の都市開業思考の高まりから、無医村が増加し、1936年には全国町村の33%に開業医がないという状況であった<sup>(26)</sup>。医療水準の低い時代であれば、病気が死にちかいものであり、患うことへの恐怖、不安が強かったと考えられた。その為、庶民は衆生の声や訴えを聞き、救済する性格を持つ観世音菩薩や地藏菩薩を信仰し、苦病からの救済を求めたのではないかと考えられた。

かつて、風見観音菩薩の信仰者である女性は親子3代に渡って信仰していた。また、毎日参拝されている女性もまた、信仰をするようになった理由は、子供のころから母親について参拝に来ていたからであると語ってくれた。この様に、神仏への信仰、こと野の石仏となると親から子へ信仰の対象の伝達が行われていた。

しかしながら、近年大学進学や都会への憧れ、生活の便利さ、就職等により親元を離れ生活する人が多い。また、逆に他地域からの転入者も多く、地域行事に参加しない方々も増加している。このようなことから、信仰の伝承や地域の祭りなどが姿を消しつつある。この風見観音菩薩も例外ではなく、現在の信仰者は2名であり、信仰者以外に灸をすえて信仰することを知らない。

我が国の庶民文化としての灸の利用である本事例は、消滅しつつある。庶民の文化として根付き、そして人々を支えた灸の信仰を絶やさない為にも、今後、伝承方法や記録の保存について検討が必要であると考えられた。

## 【参考文献】

- 1) 白川静, 宇統, 第2版, 東京, 平凡社, 1998. : 15-16.
- 2) 白川静, 宇統, 第2版, 東京, 平凡社, 1998. : 737.
- 3) 森秀太郎, 近代日本鍼灸医学史(14) 信仰とはり灸, 医道の日本, 1982; 41(7) : 85-90.
- 4) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸), 医道の日本, 1999; 58(3) :

- 109-116.
- 5) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)② 一東北地方一. 医道の日本. 1999 ; 58(7) : 160-165.
  - 6) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)(3) 一関東地方一. 医道の日本. 1999 ; 58(8) : 163-167.
  - 7) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)(4) 一信越・北陸地方一. 医道の日本. 1999 ; 58(9) : 128-133.
  - 8) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)(4) 一東海地方一. 医道の日本. 1999 ; 58(12) : 126-12.
  - 9) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)(5) 一中国地方一. 医道の日本. 2000 ; 59(8) : 203-209.
  - 10) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)(6) 一四国・九州地方①一. 医道の日本. 2000 ; 59(11) : 166-170.
  - 11) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)(7) 一九州地方②一. 医道の日本. 2001 ; 60(9) : 212-217.
  - 12) 高橋永寿, 日本各地に伝わる二日灸(二十日灸)(8) 一追加分一. 医道の日本. 2002 ; 61(6) : 201-208.
  - 13) 川上佐貴子, みんな灸地蔵. とうげの旗. 2002 ; 122 : 28-29.
  - 14) 大澤文夫. 今治地方の伝説集. 今治商工会議所. 1992 : 62 - 64.
  - 15) 梓川村誌編さん委員会編. 梓川村誌(自然・民俗編). 長野. 梓川村誌編さん委員会. 1993 : 300.
  - 16) 民俗学研究所. 改訂 総合日本民俗語彙 第1巻. 東京. 平凡社. 1970 : 468.
  - 17) 高橋喜美雄, いわゆる「農夫症」的症候群の統計的観察. 日本農村医学会雑誌. 1957 ; 5(2) : 50~59.
  - 18) 高橋喜美雄, 農業従事者の腰痛について. 日本農村医学会雑誌. 1957 ; 5(2) : 65~77.
  - 19) 今治領越智郡古国分村由来記. 今治. 斎藤正直. 1975.
  - 20) 古国分寺山今治藩主久松氏墓所参考資料. 今治. 今治史談会. 1900.
  - 21) 愛媛県越智郡統計一斑 1回. 愛媛県越智郡. 1912 : 45.
  - 22) 愛媛県越智群勢一覧. 愛媛縣越智郡. 1918.
  - 23) 深谷伊三郎. 名家灸選釈義 第2版. 東京. 刊々堂出版社. 1978.
  - 24) 野村拓, 医療費と所得水準との歴史的相関について. 生命保険文化研究所所報. 1974 ; (26) : 73-107.
  - 25) 根岸謙之助. 医療民俗学論. 東京. 雄山閣出版. 1992 : 104-105.
  - 26) 厚生労働統計協会, 地域の医療介護入門 シリーズ 地域の医療と介護を知るために : わかりやすい医療と介護の制度・政策(第4回)日本の医療制度の特徴は, その歴史から生まれた(その2)大正・昭和時代における公的医療保険制度の創設. 厚生指針. 2016 ; 63(12). 43-46.